

級地区分（地域手当）による地域格差の是正に関する意見書

平成18年4月より導入された地域手当の支給割合は、賃金構造基準統計調査の賃金指数やパーソントリップ補正により市町村ごとに算定され、地域の民間賃金水準との均衡を図っているとされている。この国家公務員の地域手当の支給割合は、地方公務員の給与に反映されるほか、介護報酬や保育所運営にかかる地域区分にも利用されていることから、市政各般に影響を及ぼしている。

こうしたなか、羽村市では、同じ生活圏、経済圏にある近隣団体と比較して地域手当の支給割合が低く設定されていることにより、市職員のみならず各団体や民間事業者における人材確保に悪影響が生じており、こうした状況は、住民サービスの低下を招くとともに、行政運営上、多大な影響が懸念される事態となっている。

令和5年8月7日に国会及び内閣に対し行われた人事院勧告の「公務員人事管理に関する報告」では、「地域手当に関しては、市町村単位で細かく水準差が生じていることに対して不均衡であるといった意見をはじめ、様々な意見がある。このため、最新の民間賃金の反映と併せ、級地区分の設定を広域化するなど大きくくりな調整方法に見直すことにより、地域をまたぐ人事異動時の影響の緩和や給与事務時短の軽減を図る。」という方針が示されたところであり、この方針の下、地域手当の見直しが実施されれば、本市が抱える課題の解消につながるものと考えている。

令和6年2月7日、共通の課題を抱える11市4町（東京都三鷹市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、神奈川県綾瀬市、葉山町、千葉県木更津市、埼玉県所沢市、大阪府四条畷市、摂津市、藤井寺市、京都府向日市、久御山町、兵庫県稲美町、播磨町）の首長が合同で、総務省及び人事院を訪問し、「級地区分（地域手当）による地域格差の是正」に関する要望書を提出したことは羽村市議会としても承知しているところであり、羽村市議会としても本件について下記の対応を強く求めるものである。

- 1 公務員人事管理の在り方については、各界有識者による会議を設置し、令和6年秋を目途に最終提言を得、その議論・提言を踏まえながら、公務員人事管理について抜本的なアップグレードを実行していくこととされていることから、地域手当の大きくくり化の方針に関しては、確実に実行し具現化されること。
- 2 現在、各市町とも、近隣団体と都市事情等に差異はなく、同じ生活圏・経済圏にあるにもかかわらず、近隣団体よりも地域手当の支給割合が低く抑えられており、これが準用されている各種制度は行政運営上、多大な影響を及ぼしている。平成27年5月12日開催の第13回「地方公務員の給与制度の総合的見直しに関する検討会」（以下「検討会」という。）では、検討会委員から賃金指数について「(人口規模が)30万人圏で賃金水準が安定的に計算できるのではないか」という意見等も出ていることから、地域手当の大きくくり化の具体化にあっては、生活圏や経済圏を考慮し、各都道府県で定められている旧郡域等を基本とした区域、統計法に基づく基幹統計調査である「全国家計構造調査」で使用している「都道府県内経済圏」又はそれより広範な区域を基本としつつ、地域事情に精通し俯瞰的な立場にある都道府県の意見を踏まえて決定すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

令和6年6月28日

東京都羽村市議会議長 富松 崇

総務大臣

人事院総裁 へ